

栗原市空き家に付属する農地の別段の面積取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、人口減少等により空き家が増加しており、その中には空き家に付随した遊休農地も少なくないことから、定住促進及び遊休農地の解消のために、栗原市空き家バンク制度に登録された空き家に付属する農地等にかかる農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定に基づく農地の権利取得の取扱基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「農地」とは、農地法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2)「別段の面積」とは、農地法第3条第2項第5号の規定により栗原市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定めた面積をいう。
- (3)「空き家」とは、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存する建物及び当該建物が立地する宅地をいう。
- (4)「空き家バンク制度」とは、栗原市空き家情報登録制度実施要綱（平成25年7月22日、告示第176号）に定められた制度をいう。
- (5)「空き家に付属した農地」とは、栗原市空き家バンク登録制度に登録された空き家に付属する農地の所有者又はその法定相続人が権利を有する栗原市内にある農地のうち、1筆ごとに農業委員会が指定したものをいう。
- (6)「総会」とは、農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。
- (7)「遊休農地」とは、農地法第32条第1項各号に掲げる農地をいう。

(別段の面積)

第3条 空き家に付属する農地に限定して設定する別段の面積は、次に掲げる表のとおりとする。

設定区域	別段の面積
栗原市内	0.1アール

2 前項の設定は、平成21年12月15日付け、栗農委告示第0038号の設定に優先して適用するものとする。

(適用条件)

第4条 前条第1項に掲げる別段の面積を適用するときは、空き家に付属した農地を一つの区域とみなし、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

- (1) 1筆ごとに適用する時点で全て又は一部が遊休農地であること及び所有者または法定相続人による維持管理や農作物等の栽培が行われる見込みがない場合
- (2) 空き家及び空き家に付属する農地の所有者は同一であること。ただし、所有者が死

亡し、その相続人があきらかである場合、又は農業委員会が認めた場合はこの限りでない。

- (3) 農地の権利を取得しようとする者は、不動産投機等目的の農地取得を防ぐため、取得する農地を効率的に耕作すること。
- (4) 空き家と農地の権利の移転及び権利設定については、空き家と農地を同様の取得又は貸借の権利設定をすることとする。
- (5) 申請農地周辺の農地利用に影響を与えないこと。
- (6) 下記のいずれにも該当しない農地
 - ア 貸借権、地上権等が設定された農地
 - イ 農地中間管理権が設定された農地
 - ウ 利用権が設定された農地
 - エ 作業受委託契約がされた農地
 - オ 多面的機能支払交付金事業や中山間地域直接支払交付金事業の対象となっており、権利移動することでその事業に支障等が生じる恐れがある農地
 - カ 地域等が取り組む集团的営農活動に参加している農地
 - キ 非農地認定が可能な農地

(提出書類)

第5条 空き家に付属した農地として農業委員会の指定を受けようとする者又は権利の取得の申請をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定により農業委員会の許可を受けるための書類のほか、次の書類を農業委員会に提出しなければならない。なお、その書類内容については、市空き家情報登録制度担当課と情報共有を行うものとする。

- (1) 空き家に付属する農地の指定申請書（様式第1号）
- (2) 農地取得を5年以上継続して耕作する旨の誓約書（様式第2号）
- (3) 農用地利用計画書（様式第3号）
- (4) 空き家に居住することが確認できるもの。賃貸契約書又は売買契約書の写し等。又はその居住の意志を確認できるもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの。

(現地確認)

第6条 農業委員会の会長は、空き家に付属した農地指定の届出があったときは、農業委員及び農地利用最適化推進委員を指名し、当該申請に係る書類の審査および当該指定を受けようとする地域の現地確認を行わせ、総会においてその結果を報告させるものとする。

(指定の方法)

第7条 農業委員会が、空き家に付属する農地を指定するときは、総会の決定を経るものとする。

(告示)

第8条 農業委員会は、空き家に付属する農地を指定したときは、速やかに告示するものとする。

(許可後の調査及び指導)

第9条 農業委員会は、この基準に従い許可した農地の利用状況について、適宜調査を行うものとする。

2 農業委員会は、この基準に従い権利を取得した農地を、適正に耕作していないと認められた場合または今後見込まれる場合は、当該権利を有する者に指導を行うものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会が別に定める。

附則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。